

社会福祉法人聖心福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人聖心福祉会定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 当法人の役員及び評議員に対する報酬は原則として無報酬とする。

(理事会及び評議員会出席費用弁償等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	費用弁償
理事会出席費用	3,000 円

2 評議員及び理事並びに監事が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	費用弁償
評議員会出席費用	3,000 円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償
評議員選任・解任委員会出席費用	3,000 円

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、正規の勤務時間外に法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、この規程を適用することができる。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員の決議によって行う。

附 則

この規定は、平成29年6月23日より適用する。